

公民館本館 公共施設 予約システム 利用時のご注意

3月31日で福祉会館が閉館することに伴い、公民館本館は4月1日から利用できなくなります。

公共施設予約システムでの4月分の抽選申込が1月20日から始まりますが、公民館本館の申し込みはできませんのでご注意ください。

問合先 公民館本館 ☎042-383-1184

小金井 富地楽器ホール
(小金井市民交流センター)
利用者登録手続き

9月1日から、利用者登録制度を開始しています。

1月以降は、登録の完了が利用申し込みの条件となりますので、1月以降に利用申し込みを予定している方は、利用者登録の手続きをしてください。

利用、手続き方法等詳しくは、同ホールホームページ(<http://koganei-civic-center.jp/>)をご覧ください。お問い合わせください。

藍綬褒章

渡邊 正明 氏

受章日 11月3日
(小金井市消防団長)

功績 約30年にわたり地域防災の発展のため、消防活動や消防団員の教育訓練、火災予防に尽力された多大な功績が認められました。

18077 家屋を取り壊したとき はご連絡を

市では、家屋の取り壊しの確認を行っています。課税事務を円滑に行うために、家屋を取り壊したときは、ご連絡ください。

なお、取り壊した家屋には、翌年度から固定資産税・都市計画税は課税されません。

問合先 資産税課家屋係 ☎042-387-9802

新築(増改築)家屋の 調査にご協力を

新築(増改築)家屋は、建築した年の翌年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

市では、平成28年度課税のために、平成27年1月2日以降、新築および増改築した家

屋の調査を行っています。調査は、市の調査員(固定資産評価補助員)が、事前に日程を調整のうえ伺います。調査員は、職員証明書等をお示ししますので、ご協力をお願いいたします。

調査内容 屋根や外壁・各部屋の内装などに使われている資材や設備の状況を調査します。

問合先 資産税課家屋係 ☎042-387-9821

社会福祉協議会非常勤嘱 託職員募集

業務名 地域包括支援センターにおける相談、事務
勤務時間 月曜～金曜日のうち週4日(割り振りは所属長が定める) 午前9時～午後5時30分
報酬(月額) 22万6千800円
資格等要件 ▽65歳定年制のため、昭和25年4月2日以降

郵送請求・電話窓口制度 広域交付住民票のご案内

日中市役所に来られない方は、その他の請求方法により、証明書等が交付請求できません。なお、代理人が請求する場合は本人自筆の委任状が必要で、対象者と請求者の関係が第三者の場合は、交付できない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

電話窓口制度

電話で申請し、指定した取扱窓口で住民票の写し・除かれた住民票の写し・印鑑登録証明書(受け取りは市役所本庁舎1階施設管理室のみ)、母子手帳、戸籍の附票・除籍の附票を受け取ることができません。取扱窓口は、施設管理室、集会施設等です。詳しくはお問い合わせください。

郵送請求

住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書等が交付請求できます。ただし、日数が1週間程度かかりますので、余裕をもって請求してください。請求書(市ホームページからダウンロードできます)

個人番号(マイナンバー)に関するお知らせ

個人番号カードの申請方法

次のいずれかの方法で申請することができます。

【郵送による申請】
通知カードの下部が申請書となっているので、必要事項を記入のうえ、顔写真を貼り付け、返信用封筒で返送します。

【スマートフォンによる申請】
申請書に記載のQRコードをカメラで読み取り、申請用WEBサイトにアクセスして申請します。

【街頭の自動証明写真機による申請】
申請に対応している自動証明写真機で、申請書に記載のQRコードを読み取り、顔写真の撮影から申請までを行います。対応機種は、個人番号カード総合サイト(<https://www.kojinbangocard.go.jp/index.html>)から確認できます。

【パソコンによる申請】
申請書に記載されている申請用IDを使用して、申請用WEBサイトにアクセスし、申請します。

個人番号カードの用意ができた方から、個人番号カード交付通知書を送付します。同封の案内のとおり事前予約のうえ、交付通知書に記載された必要書類を持参して、市民課へお越しください。

なお、現在ご利用中の住民基本台帳カードをお持ちの方が個人番号カードを申請した場合、住民基本台帳カードは回収します。

個人番号カードでの電子証明書の利用

個人番号カードには、署名用、利用者証明用の2種類の電子証明書を搭載できます。電子証明書は個人番号カードを利用したさまざまな用途に使用できますので、個人番号カード交付申請書であわせて申請してください。有効期限は原則交付から5回目の誕生日までです。

【コンビニ交付サービス】
利用者証明用電子証明書を発行して、コンビニエンスストアのマルチコピー機で住民票等を発行することができます。準備を進めています。

【マイナンバー(情報提供等記録開示システム)の利用】
行政機関が個人番号(マイナンバー)を含む自分の情報をいつ、どこでやりとりしたかの記録や、行政機関からの個別のお知らせをパソコン等から確認できる「マイナンバー」の利用には、利用者証明用電子証明書を使用する必要があります。なお、同ポータルは、平成29年1月から稼働予定で、電子申告(e-Taxなど)署名用電子証明書を利用して国税に関する各種申告手続をインターネット上で行うことができます。

平成28年は交付申請が集中するため、e-Taxの手続きに個人番号カードの交付が間に合わない場合があります。住基カードに搭載した署名用電子証明書を利用している方は、平成28年確定申告期間中に電子証明書が有効となるよう確認をお願いします。

住民基本台帳カードの今後の利用について

住民基本台帳カード(住基カード)は平成28年以降も表面記載の有効期限まで利用できます。新規に住基カードを取得する場合は申請受付は12月28日(郵送による照会が必要な申請は12月18日)までです。

コンビニ交付サービスをご利用の方は、平成28年1月以降も引き続き利用できます。ただし、お持ちの住基カードへのコンビニ交付機能の搭載等は、12月28日で受け付けが終了となります。なお、現在、コンビニ交付

で発行する住民票に個人番号(マイナンバー)を記載することはできません。個人番号入りの住民票が必要な場合は市民課へお越しください。

【マイナンバーは正しく使しましょう(不正な個人情報の取得にご注意)】
行政機関等が電話でマイナンバーや所得や家族構成など個人情報を聞き出すことはありません。お金を要求するなどの悪質な勧誘にご注意ください。

個人番号は、税務関係など法令で規定された手続きで行政機関や勤め先に提出する場を除き、利用が認められていません。そのため、市民課では、窓口で個人番号入りの住民票を申請する際に提出先等についての質問をすることがあります。また、同世帯員以外の方が本人からの委任状を持って代理で申請することはできませんが、個人番号入りの住民票は、本人宛に郵送します。直接代理人にお渡しすることはできません。

問合先 市民課市民係 ☎042-387-9800、042-316-1019

マイナンバー 総合 フリーダイヤル

☎0120-95-0178=午前9時30分～午後10時(土曜・日曜・祝日は午後5時30分まで。12月29日～1月3日を除く)
【一部IP電話など繋がらない場合(有料)】
マイナンバー制度について=☎050-3816-9405、通知カード・個人番号カードについて=☎050-3818-1250
【英語など外国語対応総合フリーダイヤル】
☎0120-0178-26